

(別添 2)



令和4年度 輸入食品監視統計

令和5年8月
厚生労働省医薬・生活衛生局

令和4年度輸入食品監視統計

令和4(2022)年度の輸入食品の届出件数、輸入重量、検査件数、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)違反件数等の状況は以下のとおりである。

1. 年別の届出・検査・違反状況(表1,図1)

令和4年度における食品等(食品、添加物、器具、容器包装又は乳幼児用おもちゃをいう。)の届出件数は2,400,309件であり、届出重量は31,918,658トンであった。

検査は届出件数の8.4%にあたる202,671件について実施されている。内訳は、行政検査69,747件(2.9%:総届出件数に対する割合)、登録検査機関検査155,535件(6.5%/うち、検査命令63,608件)、外国公的検査機関検査3,971件(0.2%)である。

このうち781件が法違反として、積み戻し、廃棄又は食用外転用等の措置がとられたが、これは届出件数の0.03%に相当する。

年別輸入・届出数量の推移については、図1のとおり。

2. 検疫所別の届出・検査・違反状況(表2)

検疫所別に届出件数をみると、東京694,763件(28.9%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いで大阪299,079件(12.5%)、横浜285,607件(11.9%)、成田空港211,055件(8.8%)、川崎147,822件(6.2%)、名古屋144,482件(6.0%)、神戸107,179件(4.5%)、福岡102,722件(4.3%)の順であった。

3. 主な食品衛生法違反事例(表3,図2)

法違反となった届出件数781件*を条文別にみると、第13条違反の444件(57.7%:総違反件数に対する割合)が最も多く、次いで第6条違反の256件(31.3%)、第18条違反41件(5.6%)、第12条違反41件(5.0%)、第10条違反2件(0.2%)、第68条違反2件(0.2%)の順であった。

※781件中2件は第6条及び第13条違反、3件は第12条及び第13条違反
条文別食品衛生法違反件数の構成については、図2のとおり。

4. 品目別の届出・検査・違反状況(表4,図3)

品目別の届出件数をみると、その他の器具268,061件(11.2%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いで飲食器具265,729件(11.1%)、アルコールを含む飲料241,466件(10.1%)、生鮮肉類(内臓を含む)195,737件(8.2%)、野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)173,017件(7.2%)、割ぼう具124,797件(5.2%)であった。

また、違反状況をみると、穀類の101件(12.9%:総違反件数に対する割合)が最も多く、次いで種実類68件(8.7%)、水産動物類加工品(魚類、貝類を除く)56件(7.2%)、魚類加工品50件(6.4%)、野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)46件(5.9%)の順であった。

品目分類別輸入重量の構成については、図3のとおり。

5. 生産・製造国別の届出・検査・違反状況(表5,図4)

国(地域を含む)別の届出件数をみると、中華人民共和国876,131件(36.5%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いでフランス207,067件(8.6%)、アメリカ合衆国185,265件(7.7%)、タイ161,378件(6.7%)、イタリア104,931件(4.4%)、大韓民国100,296件(4.2%)の順であった。

また、違反状況をみると、中華人民共和国195件(25.0%:総違反件数に対する割合)が最も多く、次いでアメリカ合衆国120件(15.4%)、ベトナム83件(10.6%)、タイ44件(5.6%)、インドネシア41件(5.2%)、大韓民国37件(4.7%)の順であった。

地域別輸入重量の構成については、図4のとおり。